

組合員・賛助会員対象

日本税理士協同組合連合会セミナー「オンデマンド研修」(無料) 実施のご案内

千葉県税理士協同組合では下記オンデマンド研修を、

組合員・賛助会員様を対象に**無料**でご受講いただける施策を実施いたします。

受講料(通常1回9,000円)は当組合が全額負担いたします。お申込・ご受講には研修サイト「日税フォーラム」へのご登録(無料)が必要です。**申込方法・視聴方法**などの詳細につきましては、**千葉県税理士協同組合HP**をご覧ください、ご受講くださいますようよろしくお願い申し上げます。

<対象研修会>

日本税理士協同組合連合会セミナー / 千葉県税理士協同組合共催

テーマ：相続財産としての役員借入金の適正評価の考え方

講師：都築 巖 氏(税理士)

オンデマンド配信日：2026年9月25日(金)～2026年10月15日(木) <3週間>

※申込期限は10/15(木)の17:00までとなります。

※9/16(水)に収録したものを、録画コンテンツで視聴できるものです。

会則 3 時間研修

インターネット受講のみ

受講料無料

<主な内容>

第1部 役員借入金の本質

1. 社長、本当に貸したんですか？
2. 借入金の増減事由
3. 消費貸借で無い場合の役員借入金の処理方法
4. 債権の消滅時効、更新(改正前は「中断」、完成猶予(改正前は「停止」、援用、債務の承認などの理解と実際の活用)
5. 会社と役員間での返済不能の考え方があり得るか否かの検証
6. 「相続時の検証では時既に遅し」の理解
7. すべては、税理士事務所における日々の業務改善で解消できる

第2部 事例検証・・・役員借入金の多角的検討

1. 検証の考え方
2. 事例を検証する
3. 実例と税務調査での対応策

第3部 実質的に債権とみない場合の考え方

1. 貸付金債権とみない場合
2. 「その回収が不可能もしくは困難であると見込まれるとき」とは？
3. 実例と税務調査での対応策

第4部 貸付金債権に対する相続税対策(日々における対策)

1. 貸付金であるかどうかの判断
2. 実質的に債権とみない場合(回収不能の判断となる証拠収集)
3. 共通

<講師より>

相続税の申告に際して一番悩ましいと言われているのが相続財産の評価ですが、土地や株式は一応の時価評価というものをしているのに、役員からの借入金は評価せずに、決算書計上金額を相続財産として計上しています。

しかし、決算書計上金額全額が借入金として問題ないのでしょうか。本当に借りているのでしょうか。全額返済されるべき金額と見れるのでしょうか。返済されない金額まで相続財産になることはありません。消費貸借契約としての本質を考えているのでしょうか。これは、明らかに税理士事務所における日々の会計業務から起こり得る人的災害かも知れません。

本セミナーでは、役員借入金や役員貸付金の時価というものを真剣に考えていき、正しい相続財産とは何か、さらに解消するためには税理士事務所での日々の業務改善が必要ではないかということまで踏みこんでいきたいと考えています。

【本研修に関するお問合せ】

(株)日税ビジネスサービス研修事務局 **TEL 03 - 3340 - 4488**

【受講登録について】

配信期間終了後、日本税理士協同組合連合会が一括して申請しますので、ご自身で登録を行っていただく必要はございません。また、**単位登録までお時間を頂戴します**こと、ご了承ください。